第明治三十五種郵便物認可
（号外第163号）　官報　平成25年7月26日　金曜日　1

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所　一
破産、免責、再生関係
特殊法人等　二
平成二十四年度国家公務員共済組合連合会の決算、沖縄振興開発金融公庫第四十一事業年度財務諸表、全国市町村職員共済組合連合会関係　二六
地方公共団体　三五
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他　三七
会社決算公告

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４１６号
神戸市兵庫区上沢通５丁目５番９号　鬼塚文化１－東棟
債務者　松下　美穂
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３２号
神戸市兵庫区兵庫町１丁目２番13号
債務者　髙濱　良子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４３号
神戸市須磨区西落合４丁目１番249―302号
債務者　山本美佳子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６２号
神戸市長田区駒ケ林町４丁目６番３号、従前の住所神戸市兵庫区新開地４丁目３番11―601号
債務者　岡成京謌こと　藤本　将太
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６６号
神戸市長田区西代通１丁目５番12号　グリーンビラ西代402号
債務者　松岡　惠子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８３号
神戸市須磨区大池町２丁目１番12―1103号
債務者　松井　　茂
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８４号
神戸市須磨区大池町２丁目１番12―303号
債務者　松井　慶子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３５号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷988番地
債務者　近藤　由香
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
熊本県荒尾市金山1229番地２
債務者　村本　春代
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第６１１号
愛知県小牧市中央３丁目139番地　サンライズ中嶋201号
債務者　山城　正男
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１２号
愛知県小牧市中央３丁目139番地　サンライズ中嶋201号
債務者　山城小百莉
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９３６号
名古屋市西区又穂町１丁目16番地の１　リバティハイツ208号、従前の住所名古屋市西区大野木５丁目33番地の１　マルシェ101号
債務者　小菅　友恵
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部